



2019年1月30日

各位

会社名 株式会社 ルネサスイーストン
代表者 取締役社長 石井 仁
(東証一部・コード 9995)
問合せ先 取締役副社長 上野 武史
TEL 03-6275-0600

第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、2019年1月30日開催の取締役会において、以下のとおり、第三者割当による自己株式処分(以下「本自己株式処分」という。)を行うことについて決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

| | |
|-----------|--|
| (1) 処分期日 | 2019年3月6日(水) |
| (2) 処分株式数 | 2,140,000株 |
| (3) 処分価額 | 1株につき418円 |
| (4) 処分総額 | 894,520,000円 |
| (5) 処分予定先 | ①日本マスタートラスト信託銀行株式会社(株式付与E S O P信託口・76353口) 1,000,000株 ②資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口) 1,140,000株 |
| (6) その他 | 本自己株式処分については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。 |

2. 処分の目的および理由

当社は、2019年1月30日開催の取締役会において、当社の従業員の中長期的な業績向上に対する意欲や士気を高め、かつ、企業価値の向上を図ることを目的として、「株式付与E S O P信託」(以下「付与型E S O P」という。)および「株式給付信託(従業員持株会処分型)」(以下「持株会型E S O P」といい、付与型E S O Pとあわせて「本制度」という。)の導入を決議いたしました。なお、本制度の概要につきましては、本日発表いたしました『「株式付与E S O P信託」の導入に関するお知らせ』および『「株式給付信託(従業員持株会処分型)」の導入に関するお知らせ』をご参照下さい。

本自己株式処分は、本制度の導入に伴い、当社が三菱UFJ信託銀行株式会社と締結する株式付与E S O P信託契約の共同受託者である日本マスタートラスト信託銀行株式会社(株式付与E S O P信託口・76353口)および当社がみずほ信託銀行株式会社と締結する信託契約に基づいて資産管理サービス信託銀行株式会社に設定される信託E口に対し、第三者割当による自己株式処分を行うものです。

処分株式数につきましては、付与型E S O Pの導入に伴い制定する株式交付規程に基づき付与型E S O Pの対象となる当社従業員に交付すると見込まれる株式数および今後5年間にわたり持株会が取得すると見込まれる当社株式数の合計であり、その希薄化の規模は2018年12月31日現在の発行済株式総数26,426,800株に対し8.10%(小数点第3位を四捨五入、2018年12月31日現在の総議決権個数239,039個に対する割合8.95%)となります。

<信託契約の概要>

①株式付与E S O P信託

| | |
|------------|--|
| (1) 制度の名称 | 株式付与E S O P信託 |
| (2) 信託の種類 | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託） |
| (3) 信託の目的 | 当社従業員に対するインセンティブの付与 |
| (4) 委託者 | 当社 |
| (5) 受託者 | 三菱UFJ信託銀行株式会社 （共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社） |
| (6) 受益者 | 当社従業員のうち受益者要件を充足する者 |
| (7) 信託管理人 | 当社と利害関係のない第三者（公認会計士） |
| (8) 信託契約日 | 2019年3月4日 |
| (9) 信託期間 | 2019年3月4日～2024年6月30日（予定） |
| (10) 議決権行使 | 受託者は、受益者候補の議決権行使状況を反映した信託管理人の指図に従い、当社株式の議決権を行使 |

②株式給付信託（従業員持株会処分型）

| | |
|------------|--|
| (1) 制度の名称 | 株式給付信託（従業員持株会処分型） |
| (2) 信託の種類 | 指定金銭信託（他益信託） |
| (3) 信託の目的 | 持株会に対する当社株式の安定的な供給および信託財産の管理・処分により得た収益の受益者への給付 |
| (4) 委託者 | 当社 |
| (5) 受託者 | みずほ信託銀行株式会社 （再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社） |
| (6) 受益者 | 受益者適格要件を充足する持株会会員 |
| (7) 信託管理人 | 当社の従業員から選定 |
| (8) 信託契約日 | 2019年3月6日 |
| (9) 信託期間 | 2019年3月6日～2024年4月10日（予定） |
| (10) 議決権行使 | 受託者は、持株会の議決権行使状況を反映した信託管理人の指図に従い、当社株式の議決権を行使 |

3. 処分価額の算定根拠およびその具体的内容

処分価格につきましては、最近の株価推移に鑑み、恣意性を排除した価額とするため当該自己株式処分に係る取締役会決議日の前営業日（2019年1月29日）の東京証券取引所における当社株式の終値である418円としています。取締役会決議日の前営業日の当社株式の終値を採用することにしたのは、取締役会決議日直近の市場価格であり、算定根拠として客観性が高く合理的であると考えたためです。

また、当該処分価額は東京証券取引所における当該取締役会決議日の直前1カ月間（2019年1月4日から2019年1月29日まで）の終値の平均値である411円（円未満切捨て）に1.02（プレミアム率1.70%）を乗じた額であり、当該取締役会決議日の直前3カ月間（2018年10月30日から2019年1月29日まで）の終値の平均値である426円（円未満切捨て）に0.98（ディスカウント率1.88%）を乗じた額であり、当該取締役会決議日の直前6カ月間（2018年7月30日から2019年1月29日まで）の終値の平均値である477円（円未満切捨て）に0.88（ディスカウント率12.37%）を乗じた額であることから、特に有利な処分価額には該当しないものと判断しました。

なお、上記処分価額につきましては、当社の監査役4名全員（うち3名が社外監査役）が、特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しています。

4. 企業行動規範上の手続き

本件の株式の希薄化率は25%未満であり、支配株主の異動もないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手および株主の意思確認手続は要しません。

以上